



令和8年熊本地震による義援金の受付について

商工会では、7月28日に発生した令和8年熊本地震を受け義援金送金のための窓口を開設しました。以下の口座で義援金を受け付けます。集められた義援金は全国商工会連合会を通じて熊本県商工会連合会に届けられます。寄付をしていただける方は送金に加えて、下記の義援金申込書に記入してFAXしていただくか、下記内容についてメールにてご連絡ください。

令和8年熊本地震義援金 義援金申込書 受付締切：令和8年9月30日（水）

事業所名	送金予定日	令和8年	月	日
送金金額	円	寄付金受領書	必要	・ 不要
■送金口座 岩手銀行 滝沢支店（普）0238117 滝沢市商工会 会長 阿部 正喜（アベ マサキ）				

FAX:019-687-3090 メール:takizawa@shokokai.com

《締切間近》滝沢市エネルギー高騰対策事業継続支援金給付のご案内

本会ではエネルギー価格や物価高騰の影響を受けている中小企業者の事業継続及び経営の安定化を図ることを目的とした支援金を給付します。受付期間は9月30日までとなっておりますので、対象となる場合は早めの申請をお願いいたします。詳細は商工会までお問合せください。

■対象

- 市内に本店所在地がある、もしくは営業所（支店）がある法人等、または市内に住所（確定申告書に記載）がある個人事業者等であること
- 対象業種を営む中小企業者であること
- 2年または2期以上事業を継続しており、対象事業年度と比較する過去の任意の対象事業年度を含む確定申告を行っていること
- 以下の支給要件に該当していること 他

■要件（以下の全てに該当すること）

①水道光熱費または車両費増加

- ・法人の場合：直近（令和8年4月期以前）の事業年度の水道光熱費または車両費が令和4年度から令和6年度の中の任意の事業年度の水道光熱費または車両費と比較して10%以上増加している中小企業者であること
- ・個人の場合：令和7年の水道光熱費または車両費が令和4年から令和6年の中の任意の年の水道光熱費または車両費と比較して10%以上増加している個人事業者

②事業継続 申請時点で事業を営んでおり、今後2年以上事業継続の意思があること

■支給額 1 中小企業者 5万円

■申請受付期間 令和8年7月1日（水）～ 令和8年9月30日（水）まで（当日消印有効）

小規模事業者持続化補助金申請スケジュールについて

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者等が販路開拓に取り組む費用を国が支援する補助金です。次回の申請受付期間は、令和8年11月5日（木）から12月15日（火）までとなります。

申請には商工会と一体となり作成する経営計画が必要となりますが、作成には一定の期間を要するため、以下の通り申請希望受付締切日を設定いたします。申請を検討される方は、**販路開拓に関する計画案を考慮の上、申請希望の旨を下記締切日までに商工会へご相談下さい**。後日担当者より具体的な申請要件や申請書作成についてご案内致します。

●補助対象経費2/3補助、上限 [通常枠] 50万円 ※インボイス、賃金引き上げの特例あり

●活用例 ・新たな事業に関連した看板作成、設置

- ・新たな客層向けの新商品を陳列するための棚の導入 他

●申請相談締切 第20回締切 令和8年10月30日（金）まで

滝沢市共通商品券使用期限のお知らせ

地域経済活性化・生活支援対策として4月中旬から滝沢市民に順次配付した滝沢市共通商品券（市民一人当たり6千円分）の使用期限が近づいています。期限後の商品券は無効となりますので、まだ使用していない方は期限内に忘れずに使用してください。

また、商品券の登録取扱店におかれましては、市民への周知を図るため、「商品券使用期限のお知らせポスター」を配付いたします。ご来店されるお客様に使用期限を広く周知できるよう、店頭など目につきやすい場所へ掲示していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

■使用期限 令和8年10月31日（土）

■取扱登録店 換金期限 令和8年11月13日（金） ※金融機関への持込期限

青色申告特別控除の見直しについて（令和8年度税制改正）

令和8年度税制改正により、令和9年分確定申告以降、青色申告されている個人事業主等の方の青色申告特別控除の見直しが行われます。

令和9年分以降の確定申告で青色申告特別控除（75万円又は65万円）を適用するためには、e-taxの利用や複式簿記による記帳等が必要となることから、適用をご検討の方で対応がお済みでない場合は、お早めの準備をお願いします。

【主な改正事項】

- ・複式簿記による青色申告特別控除（75万円又は65万円）の適用は、e-taxが要件となります
- ・簡易簿記による青色申告特別控除（10万円）の適用は、前々年の収入が1,000万円以下の方等に限定されます

詳細につきましては、下記二次元コードからリーフレットをご確認願います。

No.	リーフレット	二次元コード
1	【令和9年分確定申告から適用】優良な電子帳簿の保存又はデジタルシームレス保存により75万円の青色申告特別控除を適用しましょう！（令和8年6月）	
2	簡易簿記による10万円の青色申告特別控除を適用している皆様へ 令和9年分以後の所得税について、事業所得又は不動産所得に係る、10万円控除要件が変わります！（令和8年4月）	
3	事業所得や不動産所得等のある方には帳簿の記帳・保存義務があります！（令和8年6月）	

職場における転倒災害（業務中の転倒による重症）を防止しましょう！

現在、労働現場における労働災害の中で「転倒」による事故が最も多く、休業4日以上死傷災害の約4分の1を占めています。転倒事故は、骨折などの重症につながるケースも多く、従業員個人の健康被害のみならず、企業の生産性低下や人手不足の助長にも直結する重大な課題です。

特にこれからの時期は、「繁忙期による不注意」「冬季の路面凍結」など、転倒のリスクが高まる要因が多くなります。会員の皆様におかれましても、下記の転倒災害防止対策のポイントご参照いただき、安全な職場づくりに取り組みましょう。

①設備管理面の対策〔4S（整理・整頓・清掃・清潔）〕

- ☐ 歩行場所に物を放置しない ☐ 床面の汚れ（水、油、粉等）を取り除く
☐ 床面の凹凸、段差等の解消

②転倒しにくい作業方法〔あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて〕

- ☐ 時間に余裕を持って行動 ☐ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
☐ 足元が見えにくい状態で作業しない

③その他の対策

- ☐ 作業に適した靴の着用 ☐ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
☐ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起 ☐ 体操による筋力維持・アップ